

水質汚濁に係る農薬登録基準値（案）に対する意見募集の実施結果について

令和元年〇月〇日
環境省水・大気環境局
土壌環境課農薬環境管理室

1. 意見募集の概要

（1）意見募集の対象農薬

インピルフルキサム、テトラコナゾール、フェニトロチオン（MEP）、イソプロカルブ（MIPC）、クロルピリホス、プロパニル、2，4－Dイソプロピルアミン塩（2，4－PAイソプロピルアミン塩）、2，4－DEチル（2，4－PAエチル）、2，4－Dジメチルアミン塩（2，4－PAジメチルアミン塩）及び2，4－Dナトリウム塩一水化物（2，4－PAナトリウム塩一水化物）

（2）意見募集の周知方法

関係資料を電子政府の総合窓口（e-Gov）に掲載

（3）意見募集期間

令和元年5月9日（木）～ 令和元年6月7日（金）

（4）意見提出方法

郵送、ファクシミリ又は電子メール

（5）意見提出先

環境省水・大気環境局土壌環境課農薬環境管理室

2. 意見募集の実施結果

（1）意見提出者数

・封書によるもの	0通
・ファクシミリによるもの	0通
・電子メールによるもの	4通

（2）提出された御意見の概要と御意見に対する考え方

提出された御意見のうち2通は、本意見募集とは関係のない御意見でした。

（別紙）

No.	提出された御意見	御意見に対する考え方
1	新規基準設置の資料を見ましたが、他国の基準値など比較対象がなく、いったい何をどう意見すればいいのでしょうか？パブコメしましたよ、という既成事実のためだけになっていませんか？	水質汚濁に係る農薬登録基準の設定においては、水の利用が原因となってヒトに被害が生じないように、食品安全委員会で設定された一日摂取許容量（ADI）を元に設定を行っております。 なお、WHO飲料水水質ガイドラインでガイドライン値が設定されている場合には、参考として掲載することとしています。
2	遺伝子操作のゲノム編集の安全性とその認可が届け出制で許可するプロセスの検証は時効効果を含め、工業のクリープアップ強度を 10 万時間保証するより厳しくする必要がある。最近農業用除草剤の「ラウンドアップ」に対する発癌性の新生物に対する因果関係で一審判決で製造メーカーに日本円で 2200 億円の罰金がかせられる判決が出ている。この初期には画期的な効果があり安全性の担保を含め認可している現状と癌化したことの因果関係が認められると判決が決定する。 この事例と同様に遺伝子組み換え（ゲノム編集）は大気圏外の宇宙空間での利用制限に特化することの必要性和地球上においては数世代の因果検証による生物の突然変異等の異常の皆無を検証する第三者機関を構築し食の安全を子孫にまで配慮することを示すラウンドアップの発癌に至る時効効果がファクターである。 農林水産業の薬剤は「毒」をもって「毒」を制すのセンテンスのように、医療機関の調剤と同等レベルの地質・水質・空気汚染等を含め遺伝情報に関する安全を確認した結果による「厚生労働省」の認可プロセスと同様にすることが適切である。	農薬登録においては、環境省により環境影響を、厚生労働省及び食品安全委員会によりヒトへの影響をそれぞれ評価し、安全性が確認された農薬として農林水産大臣が登録したものについて、販売等が認められます。 いただいた御意見につきましては、厚生労働省、食品安全委員会及び農林水産省に情報提供いたします。